



75歳以上(老人保健)の新しい医療制度のしくみ(5)

後期高齢者医療制度の

保険料について

4月1日から75歳以上の方(65歳以上で一定の障害があり広域連合が認定した方を含む)を対象とした後期高齢者医療制度がスタートします。この後期高齢者医療制度に加入されると保険料を負担していただくこととなりますが、現在加入されている保険制度(国民健康保険や被用者保険※)の資格を喪失してからの加入となりますので保険料の二重負担はありません。

※被用者保険(健康保険、船員保険、共済組合)。

保険料の算定と支払方法

保険料は、毎年4月から翌年3月までの1年間を基準として算定されます。

(1) 国民健康保険または被用者保険の被保険者であった方の保険料

保険料(年額) 限度額 50 万円	=	所得割 (前年の総所得 - 33 万円) × 0.076	+	均等割 定額 37,462 円
-----------------------------	---	--	---	---------------------------

保険料の具体例※均等割については、所得が低い場合、7割・5割・2割の軽減措置があります。

	1人世帯の場合				夫婦2人世帯の場合	
					夫	妻
年金収入	153万円	168万円	203万円	300万円	192万円	135万円
総所得金額	33万円	48万円	83万円	180万円	72万円	15万円
所得割	0	11,400円	38,000円	111,720円	29,640円	0
均等割	11,239円	11,239円	29,970円	37,462円	18,731円	18,731円
(軽減措置)	(7割軽減)	(7割軽減)	(2割軽減)	(軽減なし)	(5割軽減)	(5割軽減)
保険料(年額)	11,200円	22,600円	67,900円	149,100円	48,300円	18,700円

(2) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料(●は経過措置、◎は凍結措置)

	4月～9月	10月～21年3月	平成21年4月～
所得割	●加入月から24月分は負担なし・25月目から負担		
均等割	◎負担なし	◎1割負担(1,873円)	●加入月から24月分は5割負担 (21年3月までは1割負担優先) 25月目から全額負担

(計算例) 被扶養者であった方が、20年6月に75歳の誕生日をむかえ広域連合に加入した場合

20年度の保険料 = (均等割1割負担) 37,462円 ÷ 2 × 0.1 = 1,800円

21年度の保険料 = (均等割5割負担) 37,462円 ÷ 2 = 18,700円

22年度の保険料…4月・5月(均等割5割負担18,731円 ÷ 12月 × 2月 = 3,121円①)

6月～23年3月(措置解除) (37,462円 + 所得割) ÷ 12月 × 10月②

= ① + ② (ただし、22年度以降の均等割と所得割については、見直しで変わる場合があります)

※100円未満切り捨て。

(3) 保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、次のとおりとなります。

年金の年額	年金に対する保険料が占める割合	納付方法
18 万円以上	後期高齢者医療の保険料と介護保険の保険料の合計が年金額の半分以下	年金から天引き
	後期高齢者医療の保険料と介護保険の保険料の合計が年金額の半分を超える	納付書で納付
18 万円未満		納付書で納付
年度の途中で加入		納付書で納付

問い合わせ 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1212(制度について)、☎029-309-1213(保険料について)
 FAX029-309-1126 ホームページ <http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>
 市医療年金課 ☎873-2111内線1721～1722